



風水害への備えを心がけてください

九州北部地方の梅雨入りは、例年6月5日頃で梅雨明けは7月19日頃になっています。これから梅雨時期を迎え、大雨や長雨による水害や土砂災害が発生しやすくなります。こうした災害は防げなくても、被害を軽減することはできます。そのため梅雨前に災害対応の事前準備を心がけておくことが大切です。

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

- ①浸水想定区域外に住んでいる人は、周辺の安全が確認できれば自宅での避難をお願いします。
- ②浸水想定区域内に住んでいる人は、安全確保のため、できる限り事前に親戚・知人宅への避難をお願いします。
- ③新型コロナウイルス感染防止のため、車中泊避難にご協力ください。
(事前に、燃料の確認を忘れずにお願いします。)
- ④避難所にお越しの際は、マスク・消毒液・体温計が不足しやすいため、ご持参ください。
- ⑤災害発生時に新型コロナウイルスに感染した場合は、保健所の指示に従い、適切な行動をお願いします。

■ 避難所における注意事項 ■

- ①避難所は、浸水想定区域（土砂・水害一部）以外の小中学校等の公共施設を優先して開設します。
- ②発熱、咳などの症状のある人は、必ず受付の職員に申し出てください。
- ③避難の際は、マスクの着用をお願いします。また、飲食物についても、1～2日分ご持参ください。
- ④避難所に、お酒は持ち込まないでください。
- ⑤避難所内では、大声を出さない、携帯電話はマナーモードにする等、他に避難している人へのご配慮をお願いします。

直方市防災ブック

令和3年3月末に市内全戸を対象に直方市防災ブックを配布しました。こちらは、ハザードマップ、各種災害の解説、防災情報の収集方法、非常時の持ち出し品や備蓄品のリスト等を記載しております。是非ご一読いただき災害への備えをお願いします。

また、直方市防災ブックがお手元にないという場合は、防災・地域安全課（電話：25-2223）までご連絡ください。郵送や防災・地域安全課の窓口（市庁舎3階35番窓口）でもお渡しします。料金は無料です。



市内電柱の浸水深表示

市内の浸水想定区域の100ヵ所の電柱に左図のような浸水深表示（浸水時の高さの目安）を設置しています。

また、浸水深表示を設置している電柱には、高さの目安として、電柱の高さ3mの位置に赤いテープを貼付けています。

防災情報を5段階の警戒レベルで提供します

警戒レベル	避難情報等
5	 災害発生 又は切迫 きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~	
4	  災害の おそれ高い   ひなんしじ <b>避難指示</b>
3	  災害の おそれあり   こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b>
2	  気象状況悪化の おそれ   大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	  今後気象状況 悪化のおそれ   早期注意情報 (気象庁)

情報の意味を直感的に理解しやすいものとし、住民の主体的な行動を支援します。警戒レベル1～2は気象庁が発表します。警戒レベル3～5は市町村が発令します。

### ■ 避難について ■

- ⚠ 警戒レベル3や4が出たら危険な場所から避難しましょう
- ⚠ 「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません
- ⚠ 避難先は市が開設する避難所だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することもあります。

### 風水害への備え

- ① 事前に直方市防災ブックで避難所や危険箇所を把握しておく。
- ② テレビやインターネット等で気象情報を確認する。
- ③ いざという時に早めの避難ができるよう必要最小限の荷物（食料、日用品、貴重品）を準備しておく。
- ④ 家族や地域の人と災害が発生した場合の対応や注意点を話し合っておく。  
(マイ・タイムラインの作成：直方市防災ブックP23～P26)
- ⑤ 家の周りを点検し、暴風で飛ばされたり、倒れたりするものは家の中に入れておく。

## 避難行動要支援者は登録をお願いします。

災害時に自力で避難することが困難で、迅速な避難を確保するため特に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」といいます。

避難行動要支援者が支援を受けるために必要な個人情報を本人の同意を得て「避難行動要支援者名簿」を作成し、平常時から避難支援等関係者と情報共有し支援していきます。

支援を必要とされる方は、市役所に届出をお願いします。

※すでに登録していて登録内容に変更がない場合は、届出の必要はありません。

### 《対象となる方》

- ① 介護保険における要介護認定を受けていて、要介護3・4・5の人（施設入所者を除く）
- ② 身体障害者手帳の交付を受けていて、障がいの程度が1級または2級の人
- ③ 療育手帳の交付を受けていて、障がいの程度がA判定の人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、障がいの程度が1級の人

### 《問い合わせ》

保護・援護課 援護係 TEL 25-2134